

2019年度
民事訴訟法講義
秋学期 第10回
関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 判決の確定
2. 判決の内容的効力（既判力、執行力、形成力）
3. 外国判決の効力

判決の形式的確定力 (116条)

- 判決に対する通常の不服申立方法がなくなった時に、判決は確定したという。
- 判決が通常の方法ではもはや取り消され得ない状態に入り、これを判決の効力と見て、形式的確定力という。

判決の確定を遮断する通常の不服申立方法 (116条)

- 控訴、上告、上告受理申立て (318条1項)
特別上告(327条1項)は含まれない。
- 手形・小切手訴訟における異議申立て (357条・367条2項) その後に控訴が可能
- 少額訴訟における異議申立て (378条1項)
その後に控訴の余地がない (380条1項)

確定判決に対する訴え

確定判決を取り消しあるいは変更するためには、特別上告（[327条](#)）のような上訴形式の手段を除外すれば、特別な訴えによらなければならない。次の2つがある。

1. 再審の訴え（[338条](#)）
2. 定期金による賠償を命じた確定判決の変更の訴え（[117条](#)）

羈束力

訴えの提起から判決の確定に至るまでの手続の中で、複数の裁判所が関与する場合に、ある裁判所がした裁判が他の裁判所を拘束する効力。

1. 移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する（22条）
2. 上級審が原判決の破棄・取消理由とした判断は、下級審を拘束する（325条3項・裁判所法4条）
3. 原判決が適法に確定した事実は、上告審を拘束する（321条）

判決の内容的効力

- 既判力 後の訴訟の裁判所を拘束する効力
- 執行力
 1. 狭義の執行力 判決で命じられた義務内容を強制執行によって実現できる効力
 2. 広義の執行力 裁判に基づき公の機関に対して、強制執行以外の方法で、その内容に適合する状態の実現を求めることができること。
例：登記を命ずる判決
- 形成力 判決で宣言されたとおりに法律関係を変動させる効力

仮執行宣言（259条・260条）

- 判決の内容的効力は、判決の確定のときに生ずるのが原則である。判決の内容的効力を判決確定前に発生させ、狭義または広義の執行を可能にするためには、特別の宣言が必要である。その宣言を仮執行宣言という。
- 特に重要なのは、狭義の執行力を発生させるための仮執行宣言であり、通常は、これである。

外国判決の効力（118条、民執法24条）

- 118条所定の承認要件を充足する場合には、日本の判決手続において、日本の裁判所の判決と同様の効力が認められる。
- 執行手続においては、外国判決に基づいて執行するためには、承認要件が充足されていることを確認したうえで下される執行判決が必要である（民執法24条）。